

【令和5年2月8日 全員協議会】

観光文化部 観光課

島田市川根温泉における指定管理者の指定期間の変更について

1. 川根温泉ふれあいの泉における指定管理者の指定期間変更

○指定期間を3か月延長する理由

- ・川根温泉ふれあいの泉と川根温泉ホテルの一体的な管理、すなわち2施設を一括した指定管理とすることを検討
- ・同種の施設が、隣り合わせで存在することから、一つ一つの施設を別々に管理運営させるのではなく、一体管理することにより効率的効果的な管理運営が見込める。

【変更前】

施設名称	指定期間	指定管理者
川根温泉ふれあいの泉	H31.4.1~R6.3.31	(株)川根町温泉
川根温泉ホテル	R1.7.1~R6.6.30	大井川鐵道(株)

【変更後】

施設名称	指定期間	指定管理者
川根温泉ふれあいの泉	H31.4.1~R6.6.30	(株)川根町温泉
川根温泉ホテル	R1.7.1~R6.6.30	大井川鐵道(株)

2. スケジュール

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R4	バーデ棟（バーデゾーン）減築工事											議会提案	
	料金改定										条例改正	議会提案	
	指定期間延長（株）川根町温泉	指定期間（5年間の4年目）										議会提案	
R5	バーデ棟（バーデゾーン）減築工事	設計委託				減築工事							
	料金改定				指定管理者公募期間								
	指定期間延長（株）川根町温泉	指定期間（5年間の5年目：3/31まで）											
R6	バーデ棟（バーデゾーン）跡地	多目的広場として活用											
	料金改定				料金値上げ								
	指定期間延長（株）川根町温泉	期間延長（6/30まで）				指定管理者更新（7/1～）							